

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条1項の規定に基づいて、令和2年6月30日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を「3級」と認定とした部分を不服として、これを取り消すことを求めるものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分を取り消すことを求めているものと解される。

法施行令10条3項の規定によれば、「都道府県知事は、第7条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。」とされているところ、前回の認定時に提出した診断書と本件診断書とを比

較しても、「障害程度に重大な変化が生じた」ということは到底できないのであり、また、そもそも請求人の状況について調査せず、診断書の記載のみをもって判断すべきではない。

〇〇医師に確認したところ、都から「3級が適当ではないか」との照会があり、慢性疲労症候群について熟知しているわけではないので、都の照会のとおり書き直したとのことであった。この都の行為は、診断医の意見を覆す越権行為であり、裁量権の逸脱濫用として違法である。また、都は慢性疲労症候群に詳しい医師に問い合わせるべきであったのであるから、職務怠慢として違法である。

本件処分は、行政手続法13条1項の規定にいう不利益処分と解すべきであるところ、聴聞又は弁明の機会の付与を経ることなく行われており、また、処分理由が提示（同法14条1項）されていないのであるから、重大な瑕疵ある処分として無効である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年4月20日	諮問
令和3年6月28日	審議（第56回第4部会）
令和3年7月29日	審議（第57回第4部会）
令和3年8月25日	審議（第58回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

- (1) 法 15 条 1 項は、身体に障害のある者は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して手帳の交付を申請することができることと定め、同条 3 項は、1 項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならないとする。

そして、同条 4 項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む。）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、都規則を制定し、さらに同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙 2 参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項及び法施行令 10 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法 15 条 3 項の意見）は、診断を行った医師の意見として尊重されるべきものではあるが、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

(3) 法施行令6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による市町村（法9条1項の規定により、特別区を含む。以下同じ。）の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。法施行令7条は、当該診査を行った市町村長（法9条1項の規定により、区長を含む。以下同じ。）は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令10条3項は、知事は、当該通知によりその者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

(4) ところで、法施行令10条1項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較して、その障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法15条1項及び3項に規定する診断書及び意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則7条1項、2条1項）、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記(2)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

また、本件のように、法施行令10条3項の規定による手帳の再交付の場合も、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の診断書及び意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。現に、本件での診査に当たった〇〇区においても、〇〇区身体障害者福祉法施行細則において、法施行令6条1項の規定による通知を受けた者に対する福祉事務所長等の診査は、法15条1項に規定する医師が作成した診断書及び意見書に基づき行うもの

とする旨の規定（同規則 7 条の 2）を設けている。

このことからすると、法施行令 10 条 3 項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、市町村長（本件では、〇〇区福祉事務所長）からの法施行令 7 条による通知及び上記の診断書及び意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

## 2 本件処分の検討

- (1) 等級表解説によれば、「下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として各々の指数を合算せず、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、下肢又は体幹のいずれか一方の障害として認定することとする。」とされ（別紙 2・第 3・3・(1)・ケ）、「体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。体幹の不自由をきたすには、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害である。」とされている（別紙 2・第 3・2・(3)）。

本件診断書によれば、障害名は「四肢機能障害」（別紙 1・I・①）とされているが、「総合所見」（別紙 1・I・⑤）には「体幹の機能障害により、坐位または起立位を保つ事が困難な状況」とある。

そうとすると、本件障害は、体幹機能障害として認定するのが相当である。

- (2) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害が該当する可能性がある体幹機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	体 幹 機 能 障 害
1 級	体幹の機能障害によって坐っていることができないもの

2級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5級	体幹の機能の著しい障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

(3) 以上を前提に、本件障害について以下検討する。

本件診断書の記載によると、「歩行能力（補装具なしで）」は「ベッド周辺以上歩行不能」及び「起立位保持（補装具なしで）」は「不能」とされており、備考欄には、「外出は、常時車イス。」と記載されている（別紙1・Ⅱ・三）。

しかしながら、動作・活動の評価では、「座位又は臥位より立ち上がる」、「家の中の移動」及び「二階まで階段を上って下りる」は△（半介助）、「寝返りをする」、「座る（足を投げ出して）（正座、あぐら、横座り）」、「いすに腰かける」、「屋外を移動する（車いす）」及び「公共の乗物を利用する」は○（自立）とあることから（別紙1・Ⅱ・二）、請求人の目的動作能力は一定程度保たれていると評価すべきである。

そうすると、請求人の体幹機能障害の程度については、認定基準及び等級表解説に照らすと、「坐位又は起立位を保つことが困難なもの」及び「立ち上がることが困難なもの」（2級）に至っているとまではいえず、「歩行の困難なもの」（3級）として障害等級3級と認定するのが相当である。

(4) そして、処分庁は、本件障害について東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会に審査を求めたところ、

「体幹 3 級」との審査結果を受けたこと、及び同審査結果を受けて〇〇医師に照会したところ、「体幹 3 級 総合 3 級」との回答があったことがそれぞれ認められる。

- (5) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「疾病による体幹機能障害【歩行困難】（3 級）」として、「総合等級 3 級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記（第 3）のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めているものと解される。

しかし、上記 1・(4)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、総合等級 3 級と認定することが相当であることは上記 2 のとおりである。

なお、請求人は、本件処分が行政手続法における不利益処分に該当し、聴聞又は弁明の機会の付与を行うべきであった旨主張する。

しかし、身体障害者手帳再交付決定処分は、法施行令 10 条 3 項の規定に基づく再交付であっても、同条 1 項の規定に基づく再交付と同様に、再交付対象者が医師の診断書を提出することにより行われるのであるから（上記 1・(2)から(4)まで参照）、「申請に対する処分」に分類されると解するのが相当である（行政手続法 2 条 2 号及び 4 号ロ参照）。

したがって、処分庁は、本件処分を行うに当たって、請求人に対し、同法 13 条 1 項各号の手続保障を与える必要はなかったといえる。

以上より、請求人の主張には理由がないというほかはない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解

積の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)